

事業所名: むくっこ

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	8		活動内容の工夫や共有スペースの利用をしています。	
	②	職員の配置数は適切である	8		事前に利用者の利用計画や活動計画を行い兼務職員、加配職員で対応しています。	
	③	生活空間は、本人にわかりやすい構造化された環境になっているか。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	5	3	朝の会にて、日課の表示など視覚的にわかりやすくしている。コミュニケーションについてはスイッチ等の工夫をしています。	活動の目的別に応じた複数の部屋がなく、トランポリンなどの遊具置き場や環境のバリアフリー化、構造化に留意する。他事業と協力して共有スペースの利用を工夫しています。
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	7	1	次亜塩素酸空気除菌脱臭機を導入し感染症対策を行っています。幼児の転倒等予防のため、床は衝撃が少ない素材、柱の角にはクッション材を貼り安全に配慮しています。	本人の発達に応じて自分の能力が出せるように環境を整備していきます。
業務改善	⑤	業務改善を進めるための PDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	8		活動前後には、打ち合わせと振り返りを行っています。定例でケース会議を行い、支援の目的や内容の確認しています。	医師、専門家の意見交換会、勉強会などの機会を設けていきます。(本年度計画実施中)
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	8		年2回合同保護者会を開催しご意見、要望等が言える環境づくりをしています。保護者等向けアンケートを実施し保護者の声を職員間で共有し対応していきます。	母子通園の機会に子育てなど話をしたり、別の時間を設けて相談や母親の横の関係づくりをしています。
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	8		ホームページや保護者会、支援計画の評価の面談などで報告をしています。	これからも評価者のご意見などを支援の向上に努めていきます。
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	8		保護者の来場やボランティア、外部講師などの参加があり、風通しのよい環境づくりをしています。合同主任会議などで、他事業所や他部署からの意見交換を定例で設けています。	社会福祉サービス第三者評価は行っていないが、療育については外部機関との協議会や専門家による検討会等を行います。
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	8		外部の研修を積極的に参加している。定例で職員主催の内部研修を行っています。	福祉以外の内容(医療、地域活動に関する研修)についても、職員に周知していきます。子育てのために第三土曜日の定例自主勉強会に参加が出来ないことがある。後日資料等の確認をするようにしています。
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	8		法規定の半年に1回、年2回以上個別支援計画の面談、また担当者会議に出席しています。発達診断を行い本人の発達、育ちについて職員で共有している。保護者への子育ての支援を行っています。	新たな情報や家族の状況の変化などの情報については、職員間で共有し支援の検討をします。
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	8		重症心身障害児の特性の項目が必須のため、項目を検討してツールを作成しています。	

	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	8		左記の支援内容については、PDCA サイクルを行いながら、柔軟に見直しをしています。支援の内容について、それぞれの持てる潜在的な力が発揮できるようにエンパワーメントアプローチの支援を組み込んでいきます。	家族、母親の子育て、兄弟児の生活課題において、「制度と制度の谷間」の福祉について、インフォーマルな福祉、アウトリーチを含め研究します。
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	8		支援計画に沿っておこなっている。個々の発達を確認し実施しています。毎月のケース会議で確認を行っています。	支援計画の進捗を含めて、振り返りと見直しを継続していきます。
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	8		多職種を含めてスタッフがチームとして療育支援を立案し、目的と照らして活動をしています。目的から外れていないか終会、ケース会議で確認しています。	
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	8		成長・発達に応じた活動、季節の内容を多職種の職員間で見直し活動プログラムを決めています。外部講師などを招き活動に盛り込んでいます。	
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	8		個別活動と集団活動を適宜組み合わせるおこなっています。	母子通園を行い療育の解説や情報の提供をします。親の気づきを傾聴し計画に盛り込みます。
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	8		活動の内容、個々の子どもに対して気になる点、留意することを確認しています。	限られた時間の中で、短時間・効率的に行えるように工夫をしています。
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	8		振り返りをおこない当日出勤していない職員にも伝達し共有しています。発達支援で芽生え反応や新たな成長が見られた時は、職員同士の情報共有と記録をしていきます。	情報共有と記録について研究し、事務の省力化に努めます。
	⑲	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	8		日々の記録をおこなっています。継続的な療育課題については会議などで職員の情報共有をおこなっています。	記録の事務時間が無いことがあり、記録の仕方について、支援の検証・改善につなげられるように工夫をしています。
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	8		ケース会議でモニタリングを行い発達、次の課題を確認しています。	定期的にモニタリングを行い、担当者会議や相談支援などと連携を図り、支援計画の見直しをしています。
関係機関や保護者との連携関係機関や保護者との連携	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	8		現場の職員（担当）や児童発達支援管理責任者などが参加、また医療・訓練担当職員が必要なケースの場合は同席します。	日頃から情報交換し、母親、家族、本人のサポートを心がけ、家族力の向上になる支援に努めます。
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	8		必要に応じて連携した支援をしています。関係機関とのネットワーク作りをしています。	
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	8		重症心身障害児を中心とする事業所のため、医療等の関係機関との連携をしています。	
	㉔	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医等や協力医療機関等と連絡体制を整えているか	8		重症心身障害児を中心とする事業所のため、医療及び主治医等の関係機関と情報共有を図っています。	医療関係機関及び主治医等の連携協議会を定例で行っているがより推進していきます。
	㉕	移行支援として保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	8		現在、併用児が利用していることもあり、子どもの情報の共有を行っています。	H30 年度から、医療的ケア児の利用があり、保育園との相互理解を図っています。
	㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と総理解を図っている	8		入学一年前は、支援計画に組み込み、進路先と情報共有しています。	これからも支援内容等の情報共有と総理解を図っていきます。

携	⑳	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	8		培った技術や情報などは、関係機関へ提供し、講演などで発表をしています。	研修会は積極的に参加をしています。
	㉑	保育所や認定こども園、幼稚園との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	8		現在おこなっています。	継続をしています。
	㉒	(自立支援)協議会子ども部会や、地域の子ども、子育て会議等々へ積極的に参加している	8		自立支援協議会の関係する部会等に参加しています。	担当者が参加できる状況を整えます。
	㉓	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	8		子どもの発達状態や活動内容について、課題の説明や解説をおこない親とともに確認しながら成長を喜べる環境にしています。	
	㉔	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	8		家族、特に子育て母親に対して様々な観点で支え、家族力が増すような支援をおこなっています。	子育てについて、日頃から話ができる関係づくりと、保護者同士の横の関係づくりができる環境を設定していきます。
保護者への説明責任等	㉕	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	8		契約時におこなっています。インフォームドコンセント(説明と同意)を心がけ、丁寧な説明に心がけています。	
	㉖	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら、支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	8		児童発達支援について、保護者に対して説明と同意を心がけています。	児童発達支援ガイドラインのねらい、支援内容などについて、振り返り見直し確認をしながらしていきます。
	㉗	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	8		適時におこなっています。子育ての悩みや相談がしやすい環境づくりに心がけ、インフォーマルな支援に対しても寄り添いながら進めていきます。	子育て等の外部や関係機関の研修会の紹介をしています。
	㉘	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	8		保護者同士の仲間づくり、話せる関係づくりの支援(茶話会、行事)をしています。	保護者(家族)のエンパワーメント(家族力)が生まれる関係づくりを行っています。
	㉙	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	8		迅速な対応に心がけ、保護者からの声(相談)に対しても、家族背景や環境の変化など冰山モデルの観察をおこない総合的なアプローチをおこないます。	相談のし易い関係づくり、環境整備を行います。
	㉚	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	8		毎月の会報や母子通園、送迎時などで声掛けや日々の日常の会話をとおして活動等の状況を伝えています。	施設の透明化を図り必要な情報を提供します。
	㉛	個人情報に十分注意している	8		個人情報について、取扱いの同意を交わしているが、連携機関との情報共有や会報などの写真提供などはその都度確認をします。	電子媒体の個人情報について、管理のあり方を含め研究をしていきます。
	㉜	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	8		保護者への伝え方や内容について、わかりやすく心がけています。	
	㉝	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	8		役員などに保護者の方が任命されている。自治会の参加し地域との係わり、住民との交流をしています。	
	非常時の対応	㉞	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	8		緊急時対応マニュアルなどは整備しています。マニュアルの説明する機会を設定し周知を図っています。
㉟		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	8		定期的に訓練計画を図り、実施しています。	様々な状況を想定しての訓練を計画・実施していきます。

④③	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している	8		支援計画の面談の際に聞き取り確認をおこなっています。	新規・変更情報については、フェースシートへの追記、更新をしていきます。
④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	8		アレルギーについては、保護者から詳しく聴取するとともに医療、栄養士、職員などと情報共有しています。	安心・安全な環境づくりに努めています。
④⑤	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	8		発生日の夕会に報告をおこない、定例の職員会議、主任会議等で改めて検証・報告をしています。	小さな事象に対しても報告する習慣と事故の未然防止に努めます。
④⑥	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	8		虐待に関連する研修については、外部・内部の研修をおこなっています。	人権に対するテーマ、支援の質の向上するための研修も計画的におこない、引き続き虐待防止の意識を深めていきます。
④⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	8		契約時や状況によって身体拘束を行う場合は、事前に保護者、職員と状況説明などをおこない同意のもとにおこなっています。	本人の意思を大切に捉え、合理的配慮について保護者、職員で共に検討しより良い環境づくりに努めます。

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。